

令和2年12月22日

国民健康保険資格喪失後受診に伴う返納金に係る催告書
の誤送付における対応結果について

令和2年11月13日（金）にお知らせしました、保険年金課における国民健康保険資格喪失後受診に伴う返納金に係る催告書の誤送付について、その後の対応結果をお知らせします。

詳細については下記のとおりです。

市民の皆様に、多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1 概要（前回と同じ内容です）

令和2年11月10日（火）および11日（水）に、以前彦根市国保の被保険者であった方から保険年金課に、他者あての催告書が届いた旨の連絡がありました。

調査したところ、複数の対象者に誤って他者の催告書と返納金額の内訳書を送付していたことが判明しました。

2 対応結果

○発送した人数…31名

うち正しく発送したことを確認した人数…21名

うち誤って発送したことを確認した人数…3名（前回と変更ありません）

うち内容が確認できていない人数…7名※（前回は13名でした）

（※）・複数回訪問したが、接触できなかった方…2名

・電話連絡するも繋がらない状態になっていた方…4名

・居住実態がなかった方…1名

現在においても送付物の内容が確認できていない上記の7名については、12月17日付けで確認の文書を発送し、お知らせしました。

問い合わせ先

市民環境部保険年金課

担当：村田、巴、野口

電話：0749-30-6112

FAX：0749-22-1398

E-mail：hokennenkin@ma.city.hikone.shiga.jp

令和2年11月13日

国民健康保険資格喪失後受診に伴う返納金（※1）に係る
催告書（※2）の誤送付について

令和2年11月6日（金）に発送した、国民健康保険資格喪失後受診に伴う返納金に係る催告書について、誤って対象者へ他者の催告書を送付する事案が発生しました。

詳細については下記のとおりです。

市民の皆様に、多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

- ※1 彦根市国民健康保険（以下「彦根市国保」という。）の資格喪失後に、彦根市国保の被保険者証を使って医療機関等を受診した場合、いったん彦根市国保が保険給付（医療費の7～9割）を負担した上で、本来受けていただくことができない保険給付として、ご本人様に請求させていただきます。これを「資格喪失後受診に伴う返納金」といいます。
- ※2 彦根市に対する債務について、支払い期日までに納付がない方に、支払いを催促するために送付する文書のことです。

記

1 概要

令和2年11月10日（火）および11日（水）に、以前彦根市国保の被保険者であった方から保険年金課に、他者あての催告書が届いた旨の連絡がありました。

調査したところ、複数の対象者に誤って他者の催告書と返納金額の内訳書を送付していたことが判明しました。

2 内容

○発送した人数…31名

○現時点で連絡が取れている人数…18名

うち誤って発送したことが判明している人数…3名



○記載されている個人情報

- ・ 氏名
- ・ 未納金額
- ・ 受診履歴(医療機関名、給付金額等)
- ・ 国民健康保険の被保険者証番号(国保加入時)
- ・ 資格喪失日
- ・ 資格喪失理由

3 原因

当課においては、国民健康保険の被保険者の方に送付する文書は、複数の職員が内容を確認した上で発送していますが、本案件については、発送前の最終確認を行わないまま封緘をしたことから生じたものです。

4 対応状況

誤送付が判明している3名については電話および訪問により謝罪を行った上で、1名は訪問により催告書を回収し、1名は返信用封筒により催告書の返信を依頼しました。なお、残りの1名は既に催告書を廃棄しておられました。

確認が取れていない13名の方については、現在相手方に連絡を取り対応しているところです。その後の回収状況等については、改めて情報提供をさせていただきます。

5 再発防止策

本件のような誤発送を防ぐために、主担当者が封入した内容物を副担当者が確認し、それをさらに第三者が確認できるチェックリストを作成し、それぞれの段階でチェックリストによる確認をおこなった上で封緘し、所属長に報告を行うことで再発防止に努めます。

問い合わせ先

市民環境部保険年金課

担当：村田、巴、野口

電話：0749-30-6112

FAX：0749-22-1398

E-mail：hokennenkin@ma.city.hikone.shiga.jp